

## 5都県におけるMRワクチン任意接種分の発注様式について

平成30年10月2日付、厚生労働省健康局健康課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知「風しんの届出数の増加が認められる5都県における風しん対策について(協力依頼)」により、風しんの届出数が増加している5都県(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県)に対して、過去の出荷実績分に加えて、その80%相当分を任意接種分として出荷されることとなりました。

当該任意接種分を医療機関が卸に発注する際には、別紙の「初回発注(様式例)」及び「2回目以降の発注(様式例)」に沿った様式を使用することとなりました。